平成２３年（フ）第２３７号
滋賀県高島市今津町舟橋２丁目６番地４
債務者　Ｔデンタルファクトリこと　堤　　一彦
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０１号
滋賀県栗東市上砥山287番地１
債務者　田倉　昭如
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０１号
滋賀県守山市今浜町197番地の２
債務者　今井　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５９号
滋賀県甲賀市土山町大野4133番地２
債務者　山本　美鶴
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０４０号
京都市右京区西院下花田町22番地２　パレスオブタクティクス307号室、住民票上の住所大阪市阿倍野区橋本町２番31号
債務者　筒井こと宮原こと西村こと白須こと吉岡　　章
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７７号
京都市伏見区竹田真幡木町90番地　シギハイツ212号
債務者　森山旭こと　姜　　泰奭
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５５号
京都市西京区山田中吉見町８番地１、前住所京都市中京区壬生松原町１番地26
債務者　井口新次郎
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８５号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字茶屋前27番地５号
債務者　佐藤セツ子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８８号
京都府南丹市美山町向山中ノ谷筋41番地１
債務者　ミキ・コーポレーションこと　源城美樹
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０９号
京都市中京区壬生仙念町10番地　ルミエール四条602号
債務者　嶋田　裕子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１４号
京都市下京区西木屋町通五条下る南京極町59番地６
債務者　スナック美代子こと吉田美代子こと吳　　德瓊
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３７号
京都市北区紫竹西高縄町82番地の３
債務者　朝日　　寛
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３８号
京都市北区紫竹西高縄町82番地の３
債務者　朝日　恭子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
京都府京丹後市大宮町周枳1506番地
債務者　神前　直子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第６０号
京都府京丹後市大宮町周枳1506番地
債務者　神前　達郎
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第６１号
京都府京丹後市大宮町周枳1506番地
債務者　神前まさ子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第３６１号
兵庫県宝塚市亀井町13番１―309号
債務者　津田　順一
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　神戸地方裁判所伊丹支部